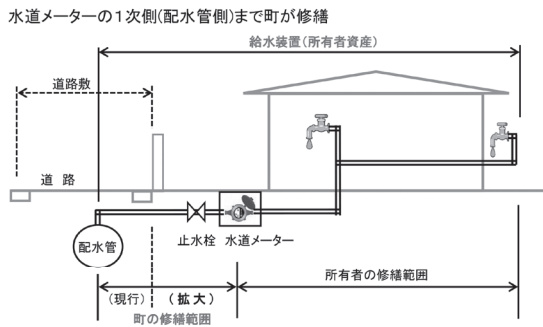


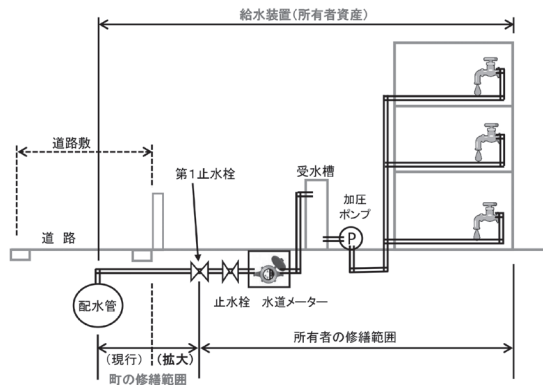
漏水修繕の範囲拡大

町では、ライフラインである水道水の安定供給を確保し、水道水の効率的な使用の推進と、有効水量の向上を図るため、水道水の流失による経済的な損失、給水不良、道路陥没による交通障害、冬期間の凍結事故、断水時や水圧減圧時における汚水吸引等の水質汚染等の事故を未然に防ぐことを目的として、漏水修繕範囲を拡大しました。

漏水修繕の費用負担範囲



アパートなどの集合住宅や工場、作業場、店舗等の敷地面積が広い場合は、原則として第1止水栓まで町が修繕



◆修繕の範囲

水道本管からメーター器までの間

※アパートなどの集合住宅や工場、作業場、店舗等の敷地面積が広い場合は、原則として第1止水栓までとします。

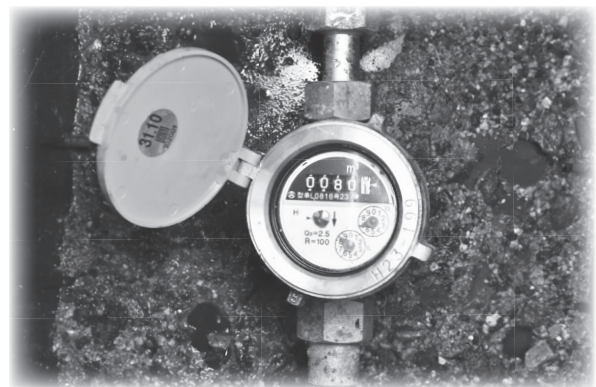
※メーター器は、町が貸与している物です。誤って損傷や損壊、紛失した場合は弁償させていただきます。

◆対象の漏水原因

経年劣化等による自然漏水であること。

◆修繕の条件

- ①敷地内の場合は、漏水修繕承諾書を提出すること。
- ②給水装置所有者および土地所有者の承諾があること。
- ③敷地内の場合、植木等を移植あるいは処理する必要がある場合、その費用は個人負担とする。なお、移植した植木等が枯死しても町は保証しない。
- ④敷地内の場合、安易に取り壊しができない構造物等（コンクリート、タイル、石板、石垣、植木など）がある場合、それらの所有者より了解を得て構造物等を取り壊し漏水の修繕を行う。構造物等の取り壊しができない場合、所有者の責任で漏水修繕を行う。



- ⑤敷地内の場合、構造物等を所有者より了解を得て取り壊した場合、碎石等による埋め戻しの復旧までで、構造物等の本復旧は個人負担とする。
- ⑥新築・増築等により水道管が建物の下になってしまった場合、漏水修繕が不可能で切り回しや配水管（公道部）より新たに取出しが必要となる場合は、全額個人負担とする。
- ⑦水道メーターボックスや止水栓の交換・移設が必要な場合、資材代・移設費用は全て個人負担とする。